

### 第 3 回建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会 (令和元年 7 月 30 日) の主な意見

- 同一建材の石綿含有有無等の分析における資料採取の箇所数について
  - ・ レベル 3 建材も含め 3 箇所以上とする必要はないのではないか。
  
- 石綿の事前調査を行う者の講習制度について
  - ・ 講習・試験の内容について、現行の一般調査者の講習と比べてレベルが下がることのないようにするべき。
  - ・ 一般調査者を増やすことを優先すべき。
  - ・ 木造戸建てにした場合に軽量鉄骨・RC 造の戸建てに係る調査ができなくなり、改修工事を請け負う地場の業者では機能しない資格となるおそれがある。軽量鉄骨であっても、それは構造上の違いであり、使われている石綿建材にほとんど違いがないので、木造に限らず、「戸建て」区分けとしてはどうか。
  - ・ 「住宅」とそれ以外としてはどうか。
  - ・ 小さい解体業者が事前調査もせざるを得ないことを想定すれば、内容を限定した講習資格ができることは制度の実効性上必要である。WG ではそうした議論がされていたはずである。
  - ・ 講習受講の要件について、石綿作業主任者となっているが、技能講習終了後すぐではなく、一定の実務経験を課すべきではないか。
  
- 事前調査結果等の届出（新たな簡易届出）制度について
  - ・ 電子届出を前提とすれば数がある程度増えてもそれらの情報を生かすことが可能である。とすればわかりやすい線引きとして 500 万円以上としてはどうか。
  - ・ ③が入ると、全部対象となり、①と②の基準は不要となるのではないか。一方、「吹付け・保温材等がない」と言い張れば届出が不要となる可能性も残り、正直者が馬鹿を見ることになるのではないか。対象かどうかわかりやすい基準を設けるべきではないか。
  - ・ 住宅に係る改修工事でいうと、相当大きい工事であっても 500 万円以上となるものはほとんどない。特に、住宅の改修工事でも水回りには石綿が使われている可能性が高いが、500 万円という基準だとこうしたものがすべて対象外になってしまうので、例えば 100 万円など、もう少し広げるべきではないか。
  - ・ 水回りの工事などが外れてしまうのはどうかと思う。
  
- 新たな簡易届出の記載事項について
  - ・ ばく露防止措置のチェック欄はいらぬのではないか。
  - ・ 未調査箇所の有無を設けるべきではないか。
  
- 監理技術者、主任技術者等への石綿に関する講習の実施について

- ・ リフォーム工事等では、建築士が作業者に指示等をする場合もあることから、石綿ばく露防止対策に係る知識等についての講習は、主任技術者等だけでなく、建築士も対象とするべき。

○ その他部分について

- ・ リスクアセスメントの義務化について、作業計画を変更する際には作業中でも RA が必要となる。飛散の低減化の方法とあわせてマニュアル等で示すこともできるのではないか。
- ・ 作業環境の気中石綿粉じん濃度測定について、義務化が難しくても推奨することはできないか。
- ・ 罰則の引き上げについても検討するべきではないか。
- ・ 罰則の強化よりも、指導の強化をしてもらいたい。

○ 仕上げ塗材について

- ・ できるだけ早く結論をだしてほしい。
- ・ データを新たに示す際は測定条件等を明示してほしい。
- ・ 仕上塗材の分析にあたっては、その試料採取にあたって下地をいれるか否か等示してほしい。マンションの塗り替えと戸建てのモルタルの仕上げ塗材とでは除去工法等が異なる。